

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 号
件 名	C型肝炎被害者の救済に関する意見書の提出について
要 旨	<p>薬害肝炎訴訟と世論の高まりで、国は甚大な薬害肝炎被害を発生、拡大させた責任を認めて謝罪し、「薬害肝炎救済特措法」ができました。裁判所に提訴し、カルテなどで血液製剤投与の事実と感染の因果関係を証明して、薬害肝炎被害者と認定された患者、遺族に給付金が支払われることになり、被害者救済の道が開かれました。</p> <p>しかし、法律によるカルテの保存期間は5年であるため、30万人以上の血液製剤投与者の9割以上はカルテがなく、10年から40年も前の出産や手術の医療記録、担当医師等を探し出して証明することは、極めて困難なことです。ようやく医師等から「使った可能性が高い」などの証明を得ても、国側は医師らの証人調べ、過大な裏づけ証拠を求めてくるため、提訴を踏みとどまらざるを得ない状況です。こんな過酷な立証を強いては、9割以上の被害者が特措法の適用、救済から締め出されかねず、平成20年1月の「被害者全員を一律に救済する」という当時の総理の約束に反します。</p> <p>特措法ができた際の衆参両議院の附帯決議にあるように、手術記録、母子手帳等の書面、医師等の投与事実の証明、本人、家族等による証言によって、血液製剤による感染以外は考えられない患者は薬害被害者と認め、特措法を適用して給付金を支払うという、広い救済の枠組みを国につくってもらわなければ救われません。</p> <p>B型肝炎150万人、C型肝炎200万人いるとされるウイルス性肝炎患者は、自分に何の落ち度もないのに、国が許可した血液製剤の投与や、国の血液事業である輸血、予防注射の針、筒の使い回しという国の医療行為によって感染させられた医原病の被害者です。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝臓がんに行進し、命が危険となる重大な病気です。患者たちは進行する病状、インターフェロンのすさまじい副作用、肝臓がん、死への恐怖にさいなまれ、高い医療費の負担、生活に苦しみ、いわれなき社会的差別・偏見を受けています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成20年12月 8日 市民厚生常任委員会
受 理	平成20年12月 2日 第60号

新潟県議会においては平成 20 年 3 月 19 日に私たちの願いを組み入れた「C 型肝炎被害者の救済に関する意見書」を全会一致で採択しています。そこで薬害 C 型肝炎被害者の特措法による救済，すべてのウイルス性肝炎患者の救済を図るため，貴議会として下記の事項について国会と政府に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

- 1 カルテがない C 型肝炎患者についても手術記録，投薬指示書，母子手帳等の書面，医師などの投与事実の証明または本人，家族等による証言等も幅広く考慮することより，薬害 C 型肝炎患者と認定し「特措法」の適用による救済を図ること。
- 1 ウイルス性肝炎患者の最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため，ウイルス性肝炎患者の障害者認定，障害者年金制度の拡充を初めとした医療費，生活費の助成措置等の早期実現を図ること。
- 1 ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備，とりわけ地域格差の解消と肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。
- 1 ウイルス性肝炎の早期発見，早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見・差別を解消するための啓発，相談支援の強化を図ること。
- 1 薬害再発防止策の構築を図ること。
- 1 総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。